

議 会 運 営 委 員 会

平成24年6月12日(火)

◎ 開 議 の 宣 告 (午前10時50分)

○委員長(小久保重孝) ただいまより議会運営委員会を開きます。

出席委員数は7名でございます。

会の冒頭、議長から発言を求められております。

○議長(寺島 徹) 全国市議会議長会の事務局から、14日の日が先日亡くなりました三笠宮寛仁殿下の斂葬の儀があるということで、14日議会開会のところにつきましては国旗の半旗と黙祷というようなことが妥当ではないかということで実は連絡がありました。たまたま当市議会は14日休会でございますので、下のほうが国旗を半旗にするかどうか、これは総務のほうの判断に任せますけれども、議会としては次の日15日は開会いたしますけれども、14日当日は議会が開催されませんので、その関係については何もしないということで判断をいたしまして、これも全国市議会議長会並びにこの近隣の各市議会と打ち合わせをした中で決定をいたしましたので、特段黙祷したりとかというようなこともせずに15日、通常どおりに定例会を開会するというので行いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長(小久保重孝) それでは、お配りをしております件に関しまして進めてまいりたいと思います。

今日は、先日6月8日に議長から出されました議長諮問、この関係でお手元にお配りをしております資料は、その後事務局とも整理をいたしまして一部文言の修正もしております。きょうはこの内容の簡単な説明を事務局のほうからさせていただきます。そして、その後全体を通して皆様から簡単に質疑がもしあればいただきたい。それを会派のほうにお持ち帰りになる際に説明をするのに必要な質疑ということでご理解をいただきたいなと思っております。そのように進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速であります。1、議長諮問について事務局から説明をいたします。

○総務議事係長(高橋正人) それでは、私のほうから各議長諮問事項について説明をさせていただきますと存じます。

なお、(1)から(5)までにつきましては、前回お示しされた内容でございますので、その部分までは私のほうで説明をいたしまして、(6)、(7)につきまして今回改めて諮問という形でお示しになりましたので、こちらにつきましては議長のほうから再度簡単にご説明をいただくということで進めてまいりたいと思います。

それでは、書類番号1番から順に説明をさせていただきます。最初に、書類番号1をごらんいただきたいと存じます。予算、決算における質疑の事前通告制の導入についてでございます。この諮問事項につきましては、前回の議運で頭出しをしました内容について議長と改めて協議をした結果、

現時点での問題を踏まえた内容に変更してございます。最近の傾向といたしまして、予算、決算審査において一般会計におきまして予算の款ごとに審査をしておりますが、一部の款だけに質疑が集中し、効率的な審議がされないというような状況が見受けられます。このような審議を改善する方策として、事前通告制というものを導入できないかについて議運のほうにおきましてご協議を願いたいと存じます。なお、資料といたしまして資料1のところ質疑予定通告書ということで参考事例を添付しておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

次に、書類番号2番でございます。予算、決算審査特別委員会の常任委員会化についてでございます。この諮問事項につきましては、平成12年及び平成18年の地方自治法の改正により常任委員会の設置数の制限撤廃及び常任委員会への複数所属が可能となりましたことから、予算、決算審査について特別委員会をその都度設置しないで常任委員会として設置するという議会が最近ふえてきてございます。したがって、本市議会におきましてもその導入について可能かどうかという部分を議会運営委員会のほうでご協議願いたいと存じます。ちなみに、常任委員会化されますと、当初、一番最初のときの常任委員会で正副委員長の互選を行いまして、そうしますと任期中は同じ委員が正副委員長となりますことから、議会人事の面からも有効な制度かと思われれます。なお、資料2、資料3として常任委員会設置にかかわる委員の複数所属についてまとめた資料と先例集の関係部分の写しを添付をしております。

次に、書類番号3をごらんください。先例集の質問における副議長の自粛についての議論でございます。これにつきましては、副議長は議長に事故があるとき、または欠けたときに議長の職務を行うという規定がございまして、事故等がない場合につきましては一般の議員と同じ地位にあるというふうに解されておりまして、そのことから先例集第8章にある質問の項目のうち副議長の自粛を削除できないかというご議論でございます。こちらにつきましては、資料4といたしまして先例集の写し、資料5といたしまして道南支部6市ですか、の状況について添付をしております。

次に、書類番号4番をお開きください。常任委員会の月例会化についてでございます。議員定数の削減により、常任委員会は改選前の3、3つの常任委員会から2つの2常任委員会の設置と常任委員会の数が1つ少なくなりました。これにより、1つの常任委員会が所管する調査事件数が多くなり、閉会中の所管調査事務活動がある程度限定されてしまうという状況が生じてきております。この課題を解消するため、常任委員会を月例会化して、より多くの所管事務調査を行えるようにすべきではないかという議論でございます。これにつきましては、昨年ですか、産業民生常任委員会のほうで行政視察を行いました三重県の亀岡市議会、こちらで既に月例会化が実施されております。それで、残念ながらわかりやすい資料が用意できませんで、申しわけありませんでしたけれども、一応亀岡市議会のある議員さんのブログの中に定例会のないときは毎月行っていますというようなものが掲載されておりましたので、議員のブログではございますけれども、資料6ということで参考までにおつけをしております。

次に、書類番号5番をごらんください。議会費のうち、常任委員会行政視察の隔年制の見直しに関するご議論でございます。常任委員会の行政視察は、当市の財政状況の悪化から平成15年11月の議会運営委員会におきまして常任委員会の任期中、2年ですね、のうち1回と、隔年調査という形

で見直しすることで全会一致で決定を見たところでございます。しかし、徹底した経費節減が功を奏しまして、実質収支が平成22年度は黒字を計上するまでに回復をしてございまして、今後も健全な財政運営が期待されるところでございます。したがって、この隔年で調査をしていた部分を廃止をしてはいかかというご議論でございます。こちらにつきましては、資料といたしまして議会費として計上すべき常任委員会行政視察にかかわる旅費の算出予算見積書を資料7として添付しております。例年議員さん15万円の打ち切り旅費ということで、その人数と随行2人ということで合わせて300万ほどの予算を計上するような形になります。

以上、ここまでが6月8日の議運で議長から示された諮問内容でございます。

次の書類番号6番、7番につきましては、議長のほうから、申しわけありませんが、簡単にちょっとご説明をお願いいたします。

○議長（寺島 徹） それでは、6番目ですが、広報委員会のあり方について、これは前期から継続、繰り越ししておりましたのを現の広報特別委員会にお願いをいたしまして委員会の中で議論をしていただいた。先日お渡しいたしました広報委員長から議長あてに答申が出たものを整理した中で、3点ほど議運のほうに改めて諮問をするものであります。内容については、先日広報委員長からの答申の文書をお渡ししてありますので、おわかりいただけるかなと思いますけれども、臨時号の発行についてということと広報特別委員会が平成何年からでしたか、特別委員会というよりは常任委員会化している部分があるものですから、これを常任委員会化することができるかどうかというようなこと、それから広報紙の内容及びホームページの内容等について、これについても見直しをかけて、広報委員会の中では出席状況の公表であるとか、そんな話もされていたようでありますけれども、そんなことでございます。

それから、7番目につきましては、これは広報特別委員会の中で議論した中で広聴活動につきましてはやや触れておりましたけれども、広聴のあり方については検討がやや少なかったかなというふうに思いますので、資料にきょうとじておりますけれども、一部広報広聴委員会というところをやっているところもございまして、広聴活動につきましては議会基本条例を制定して、その中で市民の意見を聞くフォーラムを開いたりというような行動、活動をしている議会もありますし、いろいろさまざまでありますけれども、広聴活動についてのあり方、どういうものがあるのか、また現在の伊達市議会においては必要ないとするものなのか、難しいとするのか、この辺について、これにつきましては広報特別委員会の中でもう一度広聴活動についてはご議論をいただければなと、そういうことで2つ出ておりますので、7番目については広報特別委員会に改めて諮問したいというふうに、ただきょうこの中で7番目についても議会運営委員会の中でやるということであれば、そのまま7項目議運の中でということでも結構ですけれども、その辺については委員長のご配慮をお願いしますけれども、その辺もついでと一緒に諮ってもらえればと、そんなふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

今事務局のほうから、また6番、7番については議長のほうからご説明をいたしました。それで、皆様にはこれから、この中で今後会派に持ち帰っていただく上でちょっと不足しているな、ちよっ

とわからないなというところがあればここで確認をとりたいと思いますが、特に予決算における事前通告制に関しては過去にも何度か議論をなされておりますので、先輩の議員の皆様はよくご承知かと思っております。これもどう議論するかというところでは、当然その是非ということもありませんが、事前通告をしたら、では予決算当日はそのときの通告以外の質問は許すのか、許さないのか、そういったところも含めて議論していただきたいなと思っております。すべて通告制だけの形にするのか、当日の質問も許すのか、その目的というのはここにも書かれているように、一つの款に、ある一定の款に集中するというを効率的にもう少し質疑ができないかということにもございますが、以前から先輩議員からもご指摘があるように、予決算のときにはこの部屋にかなり多くの職員が待機をしているというようなこともあって、そのことが結果的に不合理なのではないかというような声もございました。もちろん議会に対して100%の力で臨むというのは行政のあり方だと思いますが、ある面議会としても職員が少なくなっている中で効率的なこうした議会運営というものもしていく必要があるのかなと、そんなこともぜひ会派の中でご議論いただいて、こちらに持ってきていただきたいなと思っております。

それでは、きょうは余り時間ございませんが、まず1番から全体通してこの点はどうかという点がございますら質疑を受けたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員（国本一夫） 事前通告制は基本的に反対とか賛成ではなくて、これは調整をするのかしないのかということです。通告する、重なりましたよと、ではまた調整をしてやるのかやらないのかということもこの中に入っているのか入っていないのか、考え方がこの中に含まれているのか、ちょっと議長に聞きたい。

○議長（寺島 徹） 当然事前通告ですから、重複については調整をする必要があるかなというふうに思います。それでできればいいだろうと思うし、それとちょっと補足しますと、款に集中するというこの言い回し方がちょっと難しいのですが、今までの流れでいきますと、例えば一般会計の午前中終わって、午後になりますと大体2時半、3時近くになってくると流す傾向があるといいますが、前半どんどんやっていたのが後半になるとだんだん時間が迫ってくると流してしまう傾向がどうしてもあって、後半ざっと流してしまうというような傾向が見られるものですから、その辺をこういう言い回しでしてありますので、特定の款だけに集中して質疑をしているとかという意味合いではなく、どうしてもそういう流れといいますか、それから特別会計なんかについてもある意味そんなふうな部分が見えますので、事前に通告することによってある意味議員も予算、決算書をじっくり検討して、事前に調べておく、そしてそれを通告することによって下のいわゆる行政のほうもきちっとした答弁を用意できるといいますか、例えば数字求められるものについても事前に用意することができるだろうしということで、ある意味効率化もあるし、幅広くできるだろうし、議員が事前の調査することと、それから答弁する側のほうが事前に十分に対応しておくということと両方セットになっていますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○吉野英雄君 この問題、吉村議長の時代にもちょっと論議したことがありますして、各議員のスキルアップにもつながるのではないかなというようなことで提案があったと思っております。私もこの問題については一概に賛成、反対ということではないのですけれども、例えば一般会計の場合事前

通告とあわせて例えば2日目に総括的な質疑をやるとか、そういうこともあわせて議論していく必要があるのかなと思っておりまして、通告したもののだけ、先ほど国本委員のほうからありましたけれども、質疑の中で事前通告には至らなかったけれども、総括的にやっぱりやりたいという部分が出てきた場合にそれをどう担保するのかというようなことも一緒にご議論していただければなと思っております。

○議長（寺島 徹） その辺も含めて各会派でいろいろ検討、もちろん議員の発言権といいますか、質問する権利というのを奪う形にはしたくないと思っていますし、ですからやり方、手法として一番最後に今おっしゃったような総括質疑というような中で、どうしても聞きたかったやつ漏らしたよとかというものについてはやらざるを得ないのかなという、そんな気もしますので、その辺については具体の中で各会派ごとに検討していただいて、議運の中でよりいいものにつくっていけばいいかなというふうには考えています。

○委員長（小久保重孝） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） それでは、一応今議長からお話があったように1から6までにつきましてまず諮問ということでお諮りをいただき、7点目に関しましては今回初めて出てきておりまして、以前からこの部分は広報の中で議論すべきではないかとか、議運の中で議論すべきではないか、そんな声もあったのですが、これについてはここで議論するというよりも、このことについては7点目についても広報で取り扱うべきか、または議運の中で議論すべきかというところを会派の中でご検討いただきたいなと思っておりますので、それもこの議長諮問と一緒に皆さんにお諮りをいただきたい、そのように思っております。

それで、重ねてお願いでございますが、次のときまでに、次に議論するまでに、またこの日程もご相談なのですが、スケジュールのことについてもご相談なのですが、かなり項目が多岐にわたっておりますので、この進め方についても、中身もそうなのですが、ちょっと考えていただきたいなと思っております。中には、多分会派によっては項目でこれは賛成できる、これはだめだというふうにすぐ結論を出されるところもあるやもしれません。でも、一方でもっと時間をかけて議論をしたい、そんな会派もあると思うのです。ですから、項目ごとに時間をかけるのか、時間をかけなくても結論を出していくのか、そういったところもぜひ各会派で確認をしていていただきたいなと思ってます。それがありませんと、9月めどにある程度結論をといったときになかなか、議運のスケジュールを組んでいくのが非常に難しいのかなと思っております。かなり項目が多い中で結論、成案を得ていきたいと思っておりますので、その進め方もぜひご議論をいただきたいなと思っております。

それでは、そういうことで、皆様にはまずこの1点目の部分、7項目になりますが、お持ち帰りをいただきたいということです。

2点目の今後のスケジュール案について、これは事務局のほうから説明をいたします。

○総務議事係長（高橋正人） それでは、今後のスケジュール案について、最後のページの書類番号8番のほうをごらんいただきたいと存じます。

ただいま委員長からもスケジュールにつきまして方向性という部分でちょっと触れられた点がございませぬけれども、とりあえず3定の議運までをめでに答申案をまとめるような形でスケジュールを組んでみたものでございませぬ。それで、左側の事項の部分の項目、上から1、2までは12日持ち帰りということで、次の3番目の各会派及び広報特別委員会にて協議という部分がこれから大体8月いっぱいまでにご協議をしていただきたいと思ひます。その協議を踏まえて議会運営委員会で協議の場をまた設ける形になりますけれども、とりあえず今の案といたしましては7月、8月にそれぞれ1度ずつ議会の議運以外に設けたらなというようなことで思ひてございませぬ。それで、答申案の成案という部分に係る協議がもしご議論がスムーズに進みまして、9月4日の3定の議運前に一応協議をさせていだいて、成案の部分もご確認をさせていだければなというふうにご考へてございませぬ。議長への答申というのが3定中での議運と、それに基づきまして、以下条例改正ですとか新年度に向けた予算要求並びに先例集の改正等の準備がございませぬので、その期間を10月ぐらいいただけないかなというふうにご考へてございませぬ。最後の施行開始につきましては、それぞれの部分で違ひ、すぐ施行開始になるものと予算が通りまして新年度から開始になるものと分かれるかと存じませぬけれども、おおむねこのようなスケジュールで進めさせていだきたいと存じませぬので、よろしくお願ひをいたしませぬ。

以上でございませぬ。

○委員長（小久保重孝） ただいま事務局からご説明したとおりでございませぬ。スケジュール表を見ていただければ一目瞭然だと思ひます。少しおしりが早いので、早目早目に議論を詰めていきたいと思ひておひます。それで、まだ事務局とも相談してないのですが、この後7月中旬といつてもちょっとあき過ぎてしまひますので、まずこの定例会の最終日にできれば議運を開催したいなと考へておひます。もし意見書案の取りまとめの日にでも各会派で先ほど申し上げた7項目の采配、時間をかけるのか、ある程度早く結論が出るものなのか、まずファーストインプレッションというのですか、最初の感触をまず会派に諮っていだいて、そのお答へをいただきたいと思ひておひます。もう既に結論、まだちょっと時期尚早だとおっしゃっていただいてもそれは構わないのですが、まずとにかく各議員の考へ方を確認することが大事だと思ひます。せつかく出されたものなので、私は時間をかけてと思ひておひますが、それでも今のようにやっぱり時間がございませぬので、次々に進めてまいりたいと思ひますので、今のところ一応定例会の最終日、広報特別委員会が予定されておひますが、その前後どちらになるかわかりませぬが、開きたいと考へておひますので、よろしくお願ひをいたしませぬ。

それでは、次回の委員会は6月18日月曜日、一般質疑の本会議の終了後です。これは、意見書の取りまとめということの議運でございませぬが、開きます。よろしくお願ひをいたしませぬ。

以上をもちまして議会運営委員会を閉じます。

ご苦労さまでございませぬ。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午前11時20分）